

岩手県告示第 750 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成 19 年 10 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 雫石川東部鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の雫石川東部鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 2 (1) 名称 高松公園鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の高松公園鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 3 (1) 名称 盛岡市湯沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の盛岡市湯沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 4 (1) 名称 八幡平市金沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の松尾村金沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 5 (1) 名称 岩洞湖鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の岩洞湖鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 6 (1) 名称 葛巻町平庭鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 743 号）による変更後の葛巻町平庭鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 7 (1) 名称 大船渡市蛸ノ浦鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の大船渡市蛸ノ浦鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 8 (1) 名称 釜石鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の釜石鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり
- 9 (1) 名称 仙人峠鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 19 年岩手県告示第 742 号）による変更後の仙人峠鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

- 10(1) 名称 宮古市鮎山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成19年岩手県告示第742号)による変更後の宮古市鮎山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

- 11(1) 名称 船越半島鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成19年岩手県告示第742号)による変更後の船越半島鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

- 12(1) 名称 山田町小谷鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成19年岩手県告示第742号)による変更後の山田町小谷鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

- 13(1) 名称 洋野町滝沢鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更(平成19年岩手県告示第741号)による変更後の種市町滝沢鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課、所管する広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。